

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○都市計画事業の認可……………

……………(都市整備局都市基盤部街路計画課)……………一

○東京都環境影響評価条例による見解書……………

……………(環境局総務部環境政策課)……………一

○森林法第八十九条の揭示……………

……………(産業労働局農林水産部森林課)……………八

### 規則(人)

○職員の臨時的任用に関する規則の一部を改正する規則……………

……………八

○任用候補者名簿の作成及びこれによる職員の任用の方法に関する規則の一部を改正する規則……………

……………八

○職員の選考に関する規則の一部を改正する規則……………

……………九

### 公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………

……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………一〇

○東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………

……………(環境局総務部環境政策課)……………二

## 告示

●東京都告示第三百二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき八王子市都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。  
平成二十八年二月五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の名称 八王子市

二 都市計画事業の種類及び名称 八王子市都市計画道路事業三・三・七十四号左入美山線

三 事業施行期間 平成二十八年二月五日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分

八王子市西寺方町及び美山町各地内

使用の部分

八王子市西寺方町及び美山町各地内

●東京都告示第三百三十八号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十五条第一項の規定に基づき、(仮称)大手町地区D-1街区計画について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。  
平成二十八年二月五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三菱地所株式会社

取締役社長 杉山 博孝

千代田区大手町一丁目六番一号

二 対象事業の名称及び種類

(仮称)大手町地区D-1街区計画

高層建築物の新築

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、千代田区大手町二丁目に高層建築物の建設にあわせて、都市基盤施設の更新・再構築及び地下歩行者ネットワークの整備を行うものであり、計画地は、東京都環境影響評価条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域(特定の地域)」に位置している。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見が二件、事業段階関係区長からの意見が二件あり、意見の内容は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財及びその他であった。  
事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

平成二十八年二月五日から同月二十四日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 千代田区環境まちづくり部環境政策課

- イ 千代田区九段南一丁目二番一号  
中央区環境土木部環境政策課  
中央区築地一丁目一番一号
- ウ 東京都環境局総務部環境政策課  
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階
- エ 東京都多摩環境事務所管理課  
立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記 (原文のまま記載)

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評価書案について、都民の意見書2件及び事業段階関係区長の意見が2件(千代田区長、中央区長)提出された。意見等の内訳は表1に示すとおりである。  
これらの主な意見及びそれらに対する事業者の見解の概要は、表2(1)～(6)及び表3(1)～(6)に示すとおりである。

表1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民の意見書	2
事業段階関係区長の意見	2
合計	4

表2(1) 都民の主な意見及び事業者の見解の概要

項目	日影	事業者の見解の概要
	<p>日影の調査(本編129p～)判断の根拠としている天空写真(145p、146p)での判断は、A(常盤小学校)、B地点(常盤橋公園)いずれも、地点の位置を対象施設南側の地域としており(131b)、現況が冬至の際に日陰の多い地点である。そうした現況で日陰の多い地点を取り上げ、開発での日陰があってもそう変わらないと評価している。開発者に明らかに有利になる地点を選んでその問題なしとするのは、不誠実な環境評価となる。都心の中心で多く太陽がある地点を選択すべきであり、現在冬至に現況で多く太陽がある地点を選択すべきであり、常盤小学校は、校内校庭の北東角側の校舎前、そして常盤橋公園では、園内の北側端を選ぶべきである。</p> <p>「(仮称)大手町地区D-1街区計画」の計画建築物による日影の影響を受ける地域の近傍に中央区立常盤小学校があります。本評価書案において、常盤小学校の日影時間の変化の見積もりは学校前の道路付近で行われておりますが、本計画建築物による日影時間の影響を評価する地点としては、子供たちが実際に学んでいる校舎付近を基準に実施すべきではないでしょうか。</p> <p>また、本評価書案において、常盤小学校では「計画建築物による日影時間の増減はない。」とされており、確かに、写真7-3-1:主要な地点における日影時間の変化(1:常盤小学校)の上空を撮影した写真(工事の完了後)によれば、夏至日及び春秋分日は太陽高度が計画建築物より高くなり、冬至日は逆に太陽高度が既存建築物より低くなることと予測されていることから、本評価書案の記載そのものは正しいのですが、同じ写真から秋分の日と冬至の日の間及び冬至の日と春分の日の間(一定の期間) 毎日12時半頃から14時まで本計画建築物による日影の影響が出てくることも分かります。本評価書案における「計画建築物による日影時間の増減はない。」との記載は、上記の期間における日影の影響を一切触れられておらず、場合によっては「計画建築物による日影の影響が一年を通じて全くない。」という誤解を与える可能性があります。したがって、記載内容を訂正するとともに、本計画建築物の日影の影響について、学校関係者や地域の住民の方々へ正確</p>	<p>本評価書案における日影の天空写真の撮影地点は、計画地周辺において日影が生じることによる影響を特に配慮すべき施設等と、計画建築物による等時間日影図を勘案し1時間以上の等時間日影線に入る教育施設として「常盤小学校」「常盤幼稚園」を、公園として「常盤橋公園」「常盤公園」をそれぞれ候補としました。上記候補地点のうち「常盤幼稚園」は「常盤小学校」敷地に併設されており平成27年7月時点で休園中であることから同施設を代表する地点として地点Aを選定し名称を「常盤小学校」として評価書案に記載しました。</p> <p>公園については、計画地に隣接する「常盤橋公園」を地点Bとして選定しました。一方、「常盤公園」は「常盤小学校」「常盤幼稚園」の西側に隣接していること、南側隣接地に建物(京エゾマンション、12階建て)が存在していることから選定しませんでした。なお、地点A、地点B共に、計画地に近く天空写真に占める計画建築物が大きくなる公園南側歩道上で天空写真を撮影しています。</p> <p>本評価書案における地点Aの完了後の記載については、過去に実施した、或いは、実施されてきた高層建築物の環境影響評価図書と同様に、計画街区との間に他街区の既存建築物が存在する部分について計画建築物による日影時間として表現していません。今回いただいた意見を踏まえ、今後作成する評価書に道路南側と太陽軌道が重なる時間帯もわかるような記載とすることや、秋分日から春分日の間に1時間程度計画建築物による新たな日影が増加する旨を追記することを検討いたします。</p> <p>また、時刻別日影図、等時間日影図については、春秋分日、夏至日についても評価書の資料欄に追加することを検討します。</p>

表2(2) 都民の主な意見及び事業者の見解の概要

項目	日影(つづき)	都民の主な意見の概要	事業者の見解の概要
		<p>な説明を行うことが事業者としての責務であると考えます。そもそも、学校に通う子供たちのことを考えれば、すでに秋から冬にかけて長時間既存建築物の日影が入っているところ、さらに日影の時間を増やすような建築物を建築するのは問題があるのではないのでしょうか。</p>	<p>本事業における日影への配慮として、計画地内計画建築物による長時間日影の影響を受ける範囲を小さくするよう配慮し、建物高層部を複数敷地南側に配置する計画としています。今後、更なる詳細設計で建物頂部の形状を検討する際に日影の影響の軽減についても配慮します。</p>
		<p>私の住んでいる千代田区内神田三丁目では、本計画建築物により冬季の日において午前11時半頃から12時半頃まで日影の影響があることが予測されています。この他、現在進行中の大手町二丁目地区第一種市街地再開発事業の建築物により、数年後には13時頃から15時頃まで日影が入ることが見込まれます。さらに現在でも15時以降は大手町フイアコンテナシティによる日影が入っています。このように本計画建築物の完成後は、冬季の日にはもはや1日を通して十分な日差しは望めません。これは冬季のその日だけではなく、太陽高度が低くなる冬至の日前後数ヶ月間におたることが想定されます。本評価書案の図7.3-2にある冬至日における時刻別日影図は、日影の影響が広い地域の人にとってはその影響がないことを確認できる資料と言えますが、日影の影響を受ける地域の人にとっては、毎年何月から何月まで影響があるかを知るのに十分な資料ではありません。例えば、秋分から春分までの半月ごとの時刻別日影図など、詳細な資料を作成して、日影の影響を受ける地域の住民に対してお示しただけではないでしょうか。</p>	<p>本評価書案における、冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、計画建築物による冬至日の午前8時から午後4時(真太陽時の時刻別日影図及び等時間日影図をコンピュータにより計算・作図する方法)を行いました。</p> <p>また、時刻別日影図は日影の範囲が図枠に収まるよう、また、等時間日影図は1時間以上の等時間日影線の範囲が図枠に収まるようそれぞれ作成しました。</p> <p>今後、計画の進捗にあわせて、適宜周辺地域の皆様に対して情報を提供するように努めます。</p> <p>特に、ご意見をいただいた、計画建築物による周辺地域への日影の影響に関する説明に際しては、冬至日に加え、春秋分日、夏至日の時刻別日影図、等時間日影図を追加することや、計画地周辺の関係地域を拡大した図を作成することを検討します。</p>

表2(3) 都民の主な意見及び事業者の見解の概要

項目	景観	都民の主な意見の概要	事業者の見解の概要
		<p>「主要な景観の構成要素は大きく変化しない」(189b)の予測は、189～191pの変化についての開発後の予測図は、上層部を隠したと思われても仕方のないように上層部の全体をカットし表示してない、図として収まらなかったという言い訳があるのかもしいれないが、大きく変化する圧迫感のある姿を感じたことになる。</p> <p>また、建物外周部についての姿についても、具体的姿を明らかにすることが必要であり、「植栽・新たなシンプルとして風格ある都市景観の形成(188b)など抽象的な表現に留め、「案としてもまだ決まっていから」と先送りするのであれば、植栽や景観の問題を軽視し、隠していることになる。</p> <p>具体的な形を示さず「新たなシンプルとして風格ある」とした言葉だけでは、実体化した時、市民側にとっては「大きく威圧的、高層車道、よそよそしい形式的な繰り返しの高圧的」に感じる姿になり得るので、大きく威圧的なボリュームが縦横に単純に広がることになり、高層にもやさしさや、やさしさを感じさせるといいたい、弱者の方針の再検討とともに具体的な形を明らかにすべきであろう。</p> <p>更には、天空写真での地点(183p JRと接する地点以外)は、いずれも広い道路の対岸側で開発地により遠い地点であり、問題が少なく見える地点である。その地点で変化量を出して、その範囲で問題はないと評価している。開発地と接する歩道からの見え方は重要であり、その地点の変化量が省かれていた。変化量が大きく増大するためか、開発案を通すには不利なデータとなる地点を除いて評価したことになり、開発案の環境評価は矮小化されていることになる。</p> <p>江戸桜通りと名付けられている三蔵と重要文化財の日銀や三井本館のある通りは、かつて、安藤広重の江戸百景(駿河町)にも描かれたように、現世界遺産の富士山が見えた通り筋であり、文化的にも重視されねばならないが、戦後の大手町方向の開発により、見えなくなつた。更に開発案は、空ささえも覆うような巨大な壁面がそびえることとなるのが、そうした文化的にも重要な地点の景観の比較検討もなかつたこと、あつてはならない。</p>	<p>本評価書案では、景観に関して以下の3項目について調査・予測を行っています。</p> <p>①主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度</p> <p>②代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度</p> <p>③圧迫感の変化の程度</p> <p>上記①、②に関する調査は、現地写真撮影の方法とし、写真撮影は実際の人間の視野に近い35mmフィルム換算焦点距離 28mm のデジタルカメラで撮影を行っています。</p> <p>また、予測は現況の調査結果に計画建築物を重ね合わせたフォトモンタージュを作成する方法を用いています。</p> <p>上記③に関する調査は、計画地に接する道路の反対側敷地境界線付近にて天空写真を撮影する方法としています。</p> <p>また、予測は形態率の算定による方法を用いています。</p> <p>江戸桜通り側からの眺望の変化の程度については、日本銀行南西側の常盤橋交差点において示しています。</p> <p>なお、計画建築物の設計に当たっては、建物の分節化などにより、圧迫感を軽減を図ります。</p>

項目	風環境	都民の主な意見の概要	事業者の見解の概要
		<p>模型実験によって風環境の予測を行っているが、開発前の模型は、周辺の予定されている開発が既に完了したものである(資料編128p)であり、現況の状態とは著しく違う状態を開発前の状態としている。開発後の比較は、当該開発を加えただけの違いであり、現況とは大きく隔たりがある。2015年以前の現況の模型での比較であれば、実態や実感としての違いがわかり、他の項目と同様に現況比較にあわせるべきである。したがって、現況の状態と開発後の状態との比較で予測しなればならない。</p> <p>更に模型と現況では強差もあり得るので、比較とともに数値の補正や、実際の現況市街地の風環境の実測と現況模型の違いを明らかにすることが不可欠となる。</p>	<p>計画地の周辺では現在建設中の建築物や計画が明らかになっている建築物があります。本評価書案では、本計画による影響の程度を把握するため建設前・建設後ともに周辺開発事業を反映して風洞実験を行った結果を記載しています。</p> <p>本計画は長期におわたる計画であり、段階的に高層建築物を建設することから、現在検討し得る最大外形ボリュームにて検証を行った結果を記載しています。今後、詳細設計を進めて行く中で、より良い風環境の確保に向けて、引き続き、建物の外装や高い層部の形状の更なる工夫、庇の設置、常緑樹の植栽等、更なる検討を継続します。</p> <p>また、工事の完了後、風向・風速の現地実測調査を実施し、予測結果と実測結果の比較を行うと共に、必要に応じて追加の環境保全対策を適宜検討します。</p>

表 2(4) 都民の主な意見及び事業者の見解の概要

項目	その他	都民の主な意見の概要	事業者の見解の概要
(1) 容積率の緩和、高さの緩和等の都市計画変更にあ ざわぐたい開発となる懸念 当該開発案は、都市計画の変更を求める案であり、 周辺の再開発と比べても、異例の高容積率(170%)と高 さ(30m)の緩和をともなう。それにおざわぐたい開発 もあつた開発案であるべきであり、また規模から周 辺への影響は仕大であるから、特に安全に対しては、従 前の想定基準を超えた充分すぎる程の想定や検討した 後の案でなくてはならない。しかし、説明会では、よ り安全性を高くする案をだつた。また、貫徹のみならず、 先送りしている案をだつた。また、貫徹のみならず、 環境に対しては、周辺の再開発以上の各段の配慮が必 要であるが、貫徹等は具体的配慮や現実性に疑問があ り、環境においても、多くの疑いとともに、不公正と 思われる点も多く、適正さや配慮に欠けた取り下げず べき開発案であると考える。	II期工事として着工を予定している B 棟について は、基本計画段階です。今後、環境の変化や安全に対 して十分な配慮を行い、計画建築物の設計を進めます。 周辺への影響について、風環境は風洞実験にて事前 にその影響を予測し、周辺への影響を極力軽減します。 直下型地震を想定した縮刷れや長期周期地震動に対し て、建築物の外装の脱落、ガラスの飛散防止等にも、最 初の知見を入れてビルの安全性・居住性も含めて検証 します。	②) 探検員荷や消費や重の拡大等に対して 人や車の集中増大に対して、それを支える電気消費 や上水道等のライフライン、そして通勤や来訪などの 交通量増大にも対応する基礎設備が不可欠となるが、 開発対象区域だけ(3.14ha)では対応が不明であり懸念 がある。また、探検員荷の少ない技術によって懸念 るとしているシステムや技術を導入するとしても、床 面積絶対量は現状よりもはるかに増大するわけで、そ れはともなう負荷総量が現状より結果的に増大し、環 境悪化につながる懸念もある。開発地内の現況で発生 している負荷総量と、開発後の発生する負荷総量の比 較がなければ、環境に貫徹することが明らかになら ない。	本事業の実施に伴う交通量の変化や、出入口位置の 変更に伴う自動車の走行ルートの変化を考慮し、将来 において周辺主要交差点の処理が可能であるか検証を 行っています。検証の結果、周辺主要交差点の処理が 可能との結果を待っています。 歩行者については、地上では、壁面後退によって創 出される歩道状空地を計画地周囲の歩道と一体的に整 備し、ゆとりのある歩行空間を創出します。また、 敷地中央部に整備する大規模広場や建物内貫通通路を 整備し、東京駅日本橋口から日本橋・神田地区への歩 行者動線を強化します。 地下では、一般国道 1 号(水代通り)地下の大手町駅 地下コンコースと接続するとともに、地上へのネット ワークのバリアフリー化を推進します。 これらにより、歩行者ネットワークの拡充を図り、 便利で快適に歩ける利便性の高いまちづくりを貢献し ます。 エネルギー消費量は、現在最新の省エネルギー技術 を導入した場合においても、床面積の増加に伴い既存 建築物のエネルギー消費量を超えると試算してしま すが、高層建築物の設備等の決定は数年先となることか ら、環境性能がより向上した機器の導入について引き 続き検討を行います。
(3) 現評価書の限界と懸念に対して しかし、この開発案が提出した環境評価書において は、従前の評価方法にしたがった範囲であり、後述 するように開発を正当化すると疑われるような条件設 定のもとで環境問題なしと評価している部分も見ら れ、安全や環境ともに、一層の危機の懸念がある。上 記のような安全性や環境に懸念があるため現開発案は 廃案とすべきだ。しかし、開発をどうしても進めたい とするならば、開発案の見直しや改善等を含めた努力 とともに、開発案の再提出、安全を含めた評価書等の 再提出、そして、審議会等においては審査関係者の更 なる再精査をしいたかねばならないことになる。	なお、ハード面だけでなくソフト面も重要と考えて おり、防災面やセキュリティ面についても時代情勢 の変化に対応して検討していきます。	③)の「高層防災都市づくりと環境負荷低減について」 に記述された環境負荷低減については、導入する システムや技術が個々で省力化されても、現況に対し 開発後が数倍の床面積であれば、総量として環境負荷 が増大になるので、現況総量との比較で開発後その総 量が小さくなければ、環境負荷低減がなく、増大する ことになる。	本事業の地区外買地として、常盤橋公園については、 規模広場・親水空間の整備とあつた、公園と隣接し ている側は、車両出入り口が集中し、車の通行確保な どが必要で、舗装や植栽等の改善でも、一体だから遠い。 冬場、常盤橋公園北側さえも雪が当たらず、常盤橋公 園への環境悪化の一因になり、歴史的、自然的環境に も悪化要因になる。 日本橋川沿いについては、護岸緑化等を行うことによ り、水と緑のネットワークの形成に配慮した計画と します。

表 2(5) 都民の主な意見及び事業者の見解の概要

項目	その他	都民の主な意見の概要	事業者の見解の概要
1) ③)にある「常盤橋公園の再整備と一体となつた大 規模広場・親水空間の整備」とあつた、公園と隣接し ている側は、車両出入り口が集中し、車の通行確保な どが必要で、舗装や植栽等の改善でも、一体だから遠い。 冬場、常盤橋公園北側さえも雪が当たらず、常盤橋公 園への環境悪化の一因になり、歴史的、自然的環境に も悪化要因になる。	本事業の地区外買地として、常盤橋公園については、 規模広場・親水空間の整備とあつた、公園と隣接し ている側は、車両出入り口が集中し、車の通行確保な どが必要で、舗装や植栽等の改善でも、一体だから遠い。 冬場、常盤橋公園北側さえも雪が当たらず、常盤橋公 園への環境悪化の一因になり、歴史的、自然的環境に も悪化要因になる。 日本橋川沿いについては、護岸緑化等を行うことによ り、水と緑のネットワークの形成に配慮した計画と します。	③)の「高層防災都市づくりと環境負荷低減について」 に記述された環境負荷低減については、導入する システムや技術が個々で省力化されても、現況に対し 開発後が数倍の床面積であれば、総量として環境負荷 が増大になるので、現況総量との比較で開発後その総 量が小さくなければ、環境負荷低減がなく、増大する ことになる。	本事業の実施にあつては、公園西側の JFE 商事ビルを 解体後、公園敷地として拡張整備する計画です。 本事業の実施に当たり、敷地北東側の日本橋川沿い の良質な緑空間となつている既存樹木は、可能な限り 継ぎます。 日本橋川沿いについては、護岸緑化等を行うことによ り、水と緑のネットワークの形成に配慮した計画と します。

表3(1) 事業段階関係区長(千代田区長)の主な意見及び事業者の見解の概要

項目	区長の主な意見の概要	事業者の見解の概要
大気汚染		
項目	区長の主な意見の概要	事業者の見解の概要
	工事車両の走行に伴う窒素酸化物や粉じんによる大気汚染を防止するため最新規制適合車の使用や周辺待機中のアイドリングストップの実施等、対策を徹底させたい。	工事の実施にあたっては、最新の排出ガス規制適合車の使用に努めるとともに、工事用車両のアイドリングストップの周知・徹底など、工事用車両についての環境保全のための措置を確実に実施することにより、大気質への影響の低減に努めます。これら工事に関する環境保全のための措置については、今後決定する各工事の施工者に対して、確実に実施するように要請します。

表3(2) 事業段階関係区長(千代田区長)の主な意見及び事業者の見解の概要

項目	区長の主な意見の概要	事業者の見解の概要
風環境		
項目	区長の主な意見の概要	事業者の見解の概要
	全て中高層市街地相当の領域に収まっているとはいえ、建物周囲は全域に亘り領域が増加しており、通行人に対する悪影響が危惧される。風の護衛となる樹木を増やすなど、風環境の悪化に対処されたい。	本計画は長期にわたる計画であり、段階的に高層建築物を建設することから、現在検討し得る最大外形ボリュームにて検証を行った結果を本評価書案に記載しています。今後、詳細設計を進めていく中で、より良い風環境の確保に向けて、引き続き、建築物の外装や高層部の形状の更なる工夫、庇の設置、常緑樹の植栽等、風環境を緩和するために更なる検討を継続します。また、工事の完了後に風向・風速の現地実測調査を実施し、予測結果と実測結果の比較を行うと共に、必要に応じて追加の環境保全対策を適宜検討します。

項目	騒音・振動	事業者の見解の概要
項目	区長の主な意見の概要	事業者の見解の概要
	建設作業における騒音・振動については、規制基準値を下回っているが、規制基準内においても最大値付近では、周囲の環境を損なう恐れがあることから、建設機械の丁寧な取扱いや配置場所、十分な防音対策を検討するなど、環境保全のための措置を徹底するとともに周辺住民等に対して事前周知を含めて丁寧に丁寧な説明を行って頂きたい。	工事の実施にあたっては、低騒音・低振動工法の選択や、建設機械の配置への配慮など、環境保全のための措置を確実に実施することにより、騒音・振動への影響の低減に努めます。これら工事に関する環境保全のための措置については、今後決定する各工事の施工者に対して、確実に実施するように要請します。また、各工事の計画等については、適宜近隣の皆様へ情報提供するように努めます。
	工事車両の通過ルートについては、関係機関と十分協議し、周辺の交通渋滞および沿道への騒音の防止に努められたい。	工事用車両の走行ルートについては、所轄警察署等の関係機関と調整の上、周辺の交通渋滞の防止や交通安全の確保に努めます。また、工事用車両の走行に当たっては、適切な車両の運行管理により、工事用車両の集中化を避けるよう努めるなど、環境保全のための措置を確実に実施することにより、騒音への影響の低減に努めます。これら工事に関する環境保全のための措置については、今後決定する各工事の施工者に対して、確実に実施するように要請します。

項目	日影	事業者の見解の概要
項目	区長の主な意見の概要	事業者の見解の概要
	評価書案のとおり対応されたい。	長時間日影の影響を受ける範囲を小さくするよう配慮し、建物高層部を極力敷地南側に配置する計画とすなど、環境保全のための措置を確実に実施することにより、日影への影響の低減に努めます。

項目	電波障害	事業者の見解の概要
項目	区長の主な意見の概要	事業者の見解の概要
	東京タワーから送信している放送大学のテレビ電波受信状況調査(実測調査)を依頼したい。	東京タワーから送信されている放送大学のテレビ電波受信状況の実測調査は、「千代田区テレビ電波障害対策要綱」に基づく事前協議を行い、適切な時期に実施します。

項目	景観	事業者の見解の概要
項目	区長の主な意見の概要	事業者の見解の概要
	本計画地は、美観地区ガイダンスの基本方針において、皇居の自然環境と周辺に並ぶ建築物群の調和から生まれる「まちなしろエリート」が美しい眺望を誇っていることや麹町大通りから皇居の森を眺望する背景となる地区である。本計画は、そうした地区特性を持つ本計画地に我が国随一の高さとなる超高層ビルを含め3棟を建築すること、「まちなしろエリート」から突出した新たな頂点を形成するものである。そのため、皇居に面した日本の顔となるにふさわしいデザインが求められるので、美観地区ガイダンスに示される眺望点を含め各方面からの見え方を十分に検証しつつ、そのあり方については関係者とも協議を行い、今後も十分に検討されたい。本計画地は東京駅日本橋口に隣接し、大手町、神田、日本橋等の周辺地域の結節点にあることから、各方面との回遊性や関係に配慮した計画として、常盤橋公園を創出する必要がある。従って、本計画地内の3棟は一体性のある景観形成を図るとともに、その低層部及び広場のデザインにおいても地区の頂点を形成する建築物の足元になくさわしいものとする一方で、広場と建築物が一体となった空間を形成するよう検討されたい。さらに、広場は歩行者の動線や広場のコンセプトを検討することで、空間としての賑わいや活動の創出に寄与するよう願いたい。	超高層棟のデザインについては、大きな象徴性と親性を有するものであることから、各方面からの見え方を十分に検証しつつ、首都東京を象徴する新たな都市景観の形成を図り、デザインのあり方を引き続き検討します。
		本計画地内の3棟の建築物の設計にあたって、それぞれの特徴を活かしつつ、デザインの結びつきも考慮し、まとまりのある景観形成に努めます。また、歩行者の動線を考慮した大規模広場のコンセプトを整理し、大規模広場と建築物が一体となった人が集う交流空間としての賑わいや活動の創出に寄与するデザインを検討します。

表3(3) 事業段階関係区長(千代田区長)の主な意見及び事業者の見解の概要

項目	区長の主な意見の概要	事業者の見解の概要
景観	美観地区ガイドプランでは、水と緑を取り囲む内蔵から放射状に延びる幹線道路は、緑のつながりをつくり「風の抜ける場所」としてふさわしい街路景観をつくるよう示している。本計画地に接する水代通り沿道は、緑の骨格軸としてふさわしい街路景観をつくり、他地区へと緑をつなげる風の通る道になるよう配慮を求める。	日本橋口駅前広場と大規模広場の繋がり感を十分意識しながら、水代通り沿道には苗木植栽等による緑の骨格軸にふさわしい街路景観をつくり、他地区へと緑をつなげます。
史跡・文化財	本計画地が日本橋川沿いにあることから「歴史」に絡む水辺として、橋や石垣などの歴史的資源や日本橋川を引き立てるよう形態意匠に配慮し、川沿いにオーブンスペースを確保して、連続的につなげることで歩行者にとって快適で開放的な水辺空間の創出を願いたい。	日本橋川沿いについては、既存樹林帯による良質な緑空間を継承し、拡張する常盤橋公園の緑とつなげていくことにより、橋や石垣等の歴史的資源と水や緑等の自然的資源が調和した快適で開放的な水辺空間の創出に努めます。

項目	史跡・文化財	事業者の見解の概要
区長の主な意見の概要	評師書案のとおり対応されたい。	工事の実施にあたっては仮囲いを設置するなど、環境保全のための措置を確実に実施することにより計画地近傍にある史跡・文化財への影響の低減に努めます。

項目	その他	事業者の見解の概要
区長の主な意見の概要	(1) 温室効果ガスの削減について 建物外装の高断熱化による熱負荷の低減や最新の省エネ機器の導入、エネルギーの地域間融通による効率化など徹底した省エネルギーを図るとともに、再生可能エネルギーや未利用エネルギー、水素エネルギーの活用など最先端技術を駆使し、最大限のCO2排出量の削減に努められたい。	建物外装の高断熱化による熱負荷の低減や最新の省エネ機器の導入、エネルギーの地域間融通による効率化などにより省エネルギーを図るとともに、温室効果ガス排出量の削減に向けて、再生可能エネルギーや未利用エネルギー、水素エネルギーの活用など、その時代のニーズや環境技術の発展に配慮しながら最先端技術の導入を検討します。
区長の主な意見の概要	(2) 緑化について 都や千代田区は、緑化推進要綱を設け、緑化の創出に努めている。大規模開発に際しては、緑化基盤を上回る緑地面積とするともに、生物多様性に配慮した在来種の植栽などにも努められたい。	「東京における自然の保護と回復に関する条例」や「千代田区緑化推進要綱」に基づき基準を上回る緑地面積を確保するとともに、緑化にあたっては、計画地内の既存樹林を活用する等、生物多様性にも配慮した在来種の植栽に努めます。

表3(4) 事業段階関係区長(中央区長)の主な意見及び事業者の見解の概要

項目	区長の主な意見の概要	事業者の見解の概要
大気汚染	工事の施工中、建設機械等の稼働に伴う二酸化炭素濃度が環境基準値を上回る地点があることから、次の事項に留意するとともに、十分な対策を講じること。 (1)工事の実施に当たっては作業計画を十分検討し、建設機械及び工事用車両の集中稼働を避けること、最新の排出ガス削減型の建設機械及び最新排出ガス規制に適合した工事用車両の使用に努めること。 (2)建設機械及び工事用車両の使用に当たっては、アイドリング・ストップの励行に努めること。	工事の実施にあたっては事前に作業計画を十分検討するとともに、建設機械や工事用車両の集中稼働を避けることや、排出ガス削減型の建設機械を採用するよう努めること、最新の排出ガス規制に適合した工事用車両の使用に努めること、建設機械や工事用車両のアイドリングストップの周知・徹底など、環境保全のための措置を確実に実施することにより、大気質への影響の低減に努めます。 これら工事に関する環境保全のための措置については、今後決定する各工事の施工者に対して、確実に実施するよう要請します。

項目	騒音・振動	事業者の見解の概要
区長の主な意見の概要	工事の施工中、工事用車両の走行に伴う騒音が一部の地点で環境基準値を超過することから、次の事項に留意するとともに、十分な対策を講じること。 (1) 工事用車両の走行に当たっては、過積載を防止するとともに、当該路線の規制速度を遵守すること。 (2) 工事用車両の集中稼働を避けること、工事用車両の使用の抑制を図ること。	工事の実施にあたっては、規制速度の遵守、工事用車両の過積載の防止、適切な車両の運行管理により工事用車両の集中化を避けることに加え、工事用車両の使用の抑制に努め、騒音・振動への影響の低減に努めます。 これら工事に関する環境保全のための措置については、今後決定する各工事の施工者に対して、確実に実施するよう要請します。
区長の主な意見の概要	工事の施工中、工事用車両の走行に伴う振動、建設機械等の稼働に伴う建設作業の騒音・振動については、環境基準値等を下回っているが、計画地周辺では同時に他の開発事業と輻輳することから、これらの更なる低減に努めること。	工事の実施にあたっては、工事の施工中、工事用車両の走行に伴う振動、建設機械等の稼働に伴う建設作業の騒音・振動に対する、予めに反映しなかつた環境保全のための措置を確実に実施することにより、更なる騒音・振動への影響の低減に努めます。 また、周辺地域の再開発事業の工事の状況に応じて必要な調整を検討します。 これら工事に関する環境保全のための措置については、今後決定する各工事の施工者に対して、確実に実施するよう要請します。

項目	日影	事業者の見解の概要
区長の主な意見の概要	本事業の計画建物の日影の影響範囲内に中央区立常盤小学校があることから、今後の事業進捗にあわせて、関係者に対する十分な事前説明を行うこと。 日影による周辺地域への影響について、地元住民に對して丁寧な説明を行うこと。	今後の事業進捗にあわせて、中央区立常盤小学校も含め、適宜近隣の皆様へ情報提供するよう努めます。 日影による周辺地域への影響について、今後の事業進捗にあわせて、適宜近隣の皆様へ情報提供するよう努めます。

表3(5) 事業段階関係区長(中央区長)の主な意見及び事業者の見解の概要

項目	電波障害
区長の主な意見の概要	電波障害については、評価書案に示した工事施行中及び工事の完了後の環境保全のための措置を確実に実施することにより、テレビ電波の受信障害が発生しないよう適切な障害対策を講じます。 なお、工事の完了後、テレビ電波の受信障害予測地域以外においてテレビ電波の受信障害が発生し、本計画に起因する障害であることが明らかになった場合には、地域の状況を考慮し、適切な措置を講じます。

項目	風環境	事業者の見解の概要
区長の主な意見の概要	建設後(作業後)、風環境評価が2級悪化化する地点があることから、事後調査などにおいてその状況を把握し、必要に応じて補救を行う等の対策に努めること。	本計画は長期にわたる計画であり、段階的に高層建築物を建設することから、現在検討し得る最大外形ボリュームにて検証を行った結果を本評価書案に記載しています。今後、詳細設計を進めて行く中で、より良い風環境の確保に向けて、引き続き、建物の外装や高層部の形状の更なる工夫、庇の設置、常緑樹の植栽等、風環境を緩和するために更なる検討を継続します。 また、工事の完了後に風向・風速の現地実測調査を実施し、予測結果と実測結果の比較を行うと共に、必要に応じて追加の環境保全対策を適宜検討します。

項目	景観	事業者の見解の概要
区長の主な意見の概要	建築物の形態、意匠、色彩等については、周辺環境及び都市景観に配慮したものとなるよう努めること。	計画建築物は、周辺建築物等との調和を図るとともに、「東京都景観計画」(平成23年4月改定版、平成28年1月変更予定)で位置づけられた東京都景観色彩ガイドラインを踏まえて、色彩を選定するなど、周辺環境及び都市景観に配慮した計画となるよう努めます。

表3(6) 事業段階関係区長(中央区長)の主な意見及び事業者の見解の概要

項目	その他	事業者の見解の概要
区長の主な意見の概要	工事用車両による八重洲地区、日本橋地区、京橋地区などの道路上における待機駐車がないように努めること。 本事業で複数の種が同時並行で建設されるだけでなく、工事工程も長期にわたるほか、周辺地域においても同時期に再開業事業が実施されることから、工事用車両の集中を防いで平準化するなど地域住民等への交通利便に係る影響が極力小さくなるように調整を図ること。	工事の実施にあたっては、適切な車両の運行管理により工事用車両の集中化を避け、工事用車両による八重洲地区、日本橋地区、京橋地区などの道路上における交通処理に支障がないよう調整を図ります。 また、周辺地域の再開業事業の工事の状況に応じて必要な調整を検討するなど、交通利便性及び環境への影響の低減に努めます。 工事用車両の走行ルートについては、警察署等の関係機関と協議・調整し、周辺の交通渋滞の防止や交通安全の確保に努めます。 これら工事に関する安全や環境保全のための措置については、今後決定する各工事の施工者に対して、確実に実施するよう要請します。 事業の進捗にあわせて「中央区高層建築物の建築計画の事前公開等」に関する指導致要綱の規定に基づき、各工事の計画等について適宜近隣の皆様へ情報提供するよう努めます。 工事の実施にあたっては、問合せや苦情等に対する相談窓口を設け、苦情等に対して速やかに対応できる体制を整備します。 本事業の実施に伴う交通量の変化や、出入口位置の変更に伴う自動車の走行ルートの変化を考慮し、周辺主要交差点の処理が可能な検証を行っています。検証の結果、周辺主要交差点の処理が可能との結果を得ています。 交通に関して、警視庁等の関係機関と十分に協議を行い、円滑な交通処理を図ります。

●東京都告示第百三十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を揭示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十八年二月五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
青梅市御岳二丁目二〇二番一	市川武雄	青梅市役所
青梅市御岳二丁目二〇五番	山下慶治 岡本敏顕 吉川義恵 清水昌弘 清水利 井上百太郎 清水幸昌 清水和子 斉藤幸夫 田代九三郎 滝島トク 原島良交 市川清治	
青梅市御岳二丁目五九二番	久保木博之	
西多摩郡檜原村字小沢八三五四番三	株式会社三陽物産	檜原村役場

西多摩郡檜原村字南郷六二九六番

木田野哲  
木田野誠一郎  
木田野達也  
八木佳子

二 通知の要旨

(一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する予定である旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定に基づき通知する。

(二) 変更後の指定施業要件については、平成二十七年東京都告示第千六百二十二号のとおり。

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
あきる野市養沢字下大沢一五三五番、一五三六番	荒川由理子	あきる野市役所
西多摩郡奥多摩町大丹波字日向六八五番、六八八番一	古矢勲	奥多摩町役場
西多摩郡奥多摩町海澤字三ノ沢一二一〇番	小峰浩二	
西多摩郡檜原村字南郷六二五〇番	坂本伊助 山本孝一 市川みや 山本恭夫	檜原村役場
西多摩郡檜原村字南郷六二五二番一及び二	八木佳子 木田野哲 木田野達也 木田野誠一郎	
西多摩郡檜原村字三都郷七六四六番	小林柳輔	

二 通知の要旨

(一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する予定である旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定に基づき通知する。

(二) 変更後の指定施業要件については、平成二十七年東京都告示第千六百二十六号のとおり。

規 則 (人)

職員の臨時的任用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月五日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第一号

職員の臨時的任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の臨時的任用に関する規則(昭和二十八年東京都人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「基き」を「基づき」に改める。

第二条第三号を次のように改める。

三 任命権者が、その採用候補者の提示の請求に対し人事委員会から適当な採用候補者が不在旨又は当該職に係る採用候補者名簿において当該職を志望すると認められる者の数が採用すべき者の数よりも少ない旨の通知を受けた場合

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

任用候補者名簿の作成及びこれによる職員の任用の方法

に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月五日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第二号

任用候補者名簿の作成及びこれによる職員

任用の方法に関する規則の一部を改正する規

則

任用候補者名簿の作成及びこれによる職員の任用の方法に関する規則（昭和二十八年東京都人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

採用候補者名簿又は昇任候補者名簿の作成及

びこれによる職員の採用又は昇任の方法に関

する規則

第一条中「第二十一条第五項」の下に「及び第二十一条の四第四項」を加え、「基き」を「基づき」に、「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に、「任用の」を「採用又は昇任の」に改める。

第二条第一項中「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に改める。

第三条第二項中「任用候補者の」を「採用候補者又は昇任候補者の」に、「得点順に記載するものとし、新旧両名簿とともに記載されている任用候補者については、そのいづれか高い方の得点に基いて」を削る。

第四条各号列記以外の部分中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に改め、同条第一号中「任用」を「採用又は昇任」に改め、同条第七号中「任用」を「採用又は昇任」に、「第十三条各号」を「第十一条各号」に改

める。

第五条及び第六条中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に改める。

第七条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第八条の見出しを「（採用候補者又は昇任候補者の提示の請求）」に改め、同条第一項中「採用候補者名簿から」の下に「採用候補者の提示を」を加え、「任用候補者」を「昇任候補者」に改め、同条第二項中「高点順による任用候補者」を「採用候補者及び昇任候補者」に改める。

第九条の見出しを「（採用候補者又は昇任候補者の提示）」に改め、同条第一項中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に改め、「任用すべき者の数に四人を加えた数（以下「正規の提示数」という。）の」、「当該名簿から高点順に」及び「ただし書を削り、同条第二項中

「正規の提示」を「採用すべき者又は昇任させるべき者の」に改め、「の次位以下」及び「正規の提示数に達するまで高点順に」を削り、同条第三項中「前項の名簿から提示される者の次位以下に加えて正規の提示数に達するまで高点順に」を削る。

第十二条の見出しを「（採用又は昇任の辞退）」に改め、同条第一項中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に、「任用」を「採用又は昇任」に改め、同条第三項中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に改める。

第十三条の見出しを「（採用又は昇任の辞退による採用候補者又は昇任候補者の提示の延期）」に改め、同条各号列記以外の部分中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任

候補者」に改め、同条第二号中「任用」を「採用又は昇任」に改め、同条第三号中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に改める。

第十条及び第十一条を削り、第十二条から第十五条までを二条ずつ繰り上げる。

附則

1 この規則は、平成二十八年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日前にこの規則による改正前の任用候補者名簿の作成及びこれによる職員の任用の方法に関する規則第二条第一項の規定により作成された任用候補者名簿であつて、この規則の施行の際に効力を有するものについては、この規則による改正後の採用候補者名簿又は昇任候補者名簿の作成及びこれによる職員の採用又は昇任の方法に関する規則第二条第一項の規定により作成された採用候補者名簿又は昇任候補者名簿とみなす。

職員の選考に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年二月五日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第三号

職員の選考に関する規則の一部を改正する規則

職員の選考に関する規則（昭和二十八年東京都人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

職員の試験及び選考に関する規則

第一条中「第十七条第三項及び第十八条第二項」を「第

十七条の二第一項ただし書、第二十一条の二第三項及び第二十一条の四第一項に、「基き」を「基づき」に、「選考」を「試験及び選考」に改める。

第二条の見出しを「(選考により採用する職)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる職員の職への採用は、それぞれ選考によるものとする。

- 第二条第一号中「任命権者とする」の下に「職員の」を加え、同条第三号中「警察吏員」を「警察官」に改め、同条第五号中「地方公共団体」の下に「(以下「他の地方公共団体」という。）」を加え、「国の競争試験」を「国の採用試験」に改め、「補充しようとする」の下に「職員の」を加え、「当該競争試験」を「当該採用試験」に改め、「係る」の下に「職員の」を加え、「人事委員会」を「委員会」に改め、同条第六号中「人事委員会を置く」を削り、「属する」及び「補充しようとする」の下に「職員の」を加え、「人事委員会」を「委員会」に改め、同条第七号中「補充しようとする」の下に「職員の」を加え、「人事委員会」を「委員会」に改め、同条第八号中「競争試験」を「採用試験」に、「人事委員会が認める職」を「委員会が認める職員の職」に改め、同条第九号中「人事委員会」を「委員会」に、「競争試験」を「採用試験」に改め、「認める」の下に「職員の」を加える。
- 第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。  
(試験又は選考により昇任させる職)
- 第三条 次に掲げる職員の職への昇任のうち、委員会の承認があつたものは競争試験又は選考によるものとする。
- 一 知事、警視総監又は消防総監を任命権者とする職員

の職で課長の職又はこれに準ずる職

二 知事、警視総監又は消防総監を任命権者とする職員の職で主任の職又はこれに準ずる職

三 知事、警視総監又は消防総監を任命権者とする職員の職で技能長の職又はこれに準ずる職

四 知事、警視総監又は消防総監を任命権者とする職員の職で技能主任の職又はこれに準ずる職

五 公営企業管理者、議会議長、代表監査委員、教育委員会、選挙管理委員会、海区漁業調整委員会又は人事委員会を任命権者とする職員の職で第一号から前号までに準ずる職

六 警視総監又は消防総監を任命権者とする職員の職で課長代理の職又はこれに準ずる職

七 消防総監を任命権者とする職員の職で統括技能長の職

八 交通局長を任命権者とする職員の職で助役又はグールプリーダーの職

九 警視総監を任命権者とする職員の職で警視、警部、警部補又は巡査部長の職

十 消防総監を任命権者とする職員の職で消防司令長、消防司令、消防司令補又は消防士長の職

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五

条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年二月五日

東京都知事 舩 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十七年十二月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人かすみ草

三 代表者の氏名

早野 節子

四 主たる事務所の所在地

東京都杉並区阿佐谷南一丁目九番十二号 エコー二

A

五 定款に記載された目的

私たちは、重複障害者或いは重複心身障害者へ必要・適切なサービスを提供できる知識と能力を持つ人材を育成し、重複障害者或いは重症心身障害者だけでなく高齢者や子どもに対してもそのサービス提供を行い、一般市民に対して重複障害者或いは重症心身障害者により関心を持って頂けるよう普及啓発を行うことにより、重複障害者或いは重症心身障害者が、その人らしい生活ができる地域社会の実現に寄与する。(以上原文のまま掲載)

<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十二月十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アジア太平洋未病医学会</p> <p>三 代表者の氏名 伊奈 郊二</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町二丁目九番六号 十全ビル三〇六号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、生活環境に配慮したライフスタイルの実現を多面的に支援し、心身ともに自立した健康生活を願う人々を対象に、未病改善のためのプログラムの構築及び「医食同源」による食の安全性の研究、「統合医療」の有効性の研究等を行い、未病医学、未病薬学に関する啓発活動により健康社会の健全な発展に寄与することを目的とする。また、自然環境の悪化は人々の健康を損なうという観点から、自然環境保全の為の活動を支援する。 (以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十二月十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ジャパン・カインドネス協会</p> <p>三 代表者の氏名 松谷 高顕</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都国立市中一丁目十八番地の四十一 栄ビル三〇</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十二月十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本理美容福祉協会</p> <p>三 代表者の氏名 鈴木 心一</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都北区王子一丁目十四番二号 鈴木ビル三階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、地域の住民が、真に豊かでゆとりある生活を実現するため、出張理美容を中心とした在宅や施設入居者への生活支援サービスの向上を目的に、理・美容師免許取得者を対象に福祉理美容士養成講座を開講して人材を育成し、よって地域の医療や福祉に寄与することを目的とする。 また、先進国や発展途上国の介護を要する高齢者や障害者および貧困生活者を対象に、理美容師による国際協力の活動を推進してゆく。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十二月十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人チルドリン</p> <p>三 代表者の氏名 蒲生 美智代</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋本町四丁目一番十三一九〇二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、子育て世代ママとその支援者に対して、自発的なコミュニケーション活動のサポート全般に関する事業を行い、自己実現、相互支援・相互認証および社会参画、消費者啓蒙に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十二月十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アジアン・カインドネス協会</p> <p>三 代表者の氏名 松谷 高顕</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都国立市中一丁目十八番地の四十一 栄ビル三〇</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十二月十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本理美容福祉協会</p> <p>三 代表者の氏名 鈴木 心一</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都北区王子一丁目十四番二号 鈴木ビル三階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、地域の住民が、真に豊かでゆとりある生活を実現するため、出張理美容を中心とした在宅や施設入居者への生活支援サービスの向上を目的に、理・美容師免許取得者を対象に福祉理美容士養成講座を開講して人材を育成し、よって地域の医療や福祉に寄与することを目的とする。 また、先進国や発展途上国の介護を要する高齢者や障害者および貧困生活者を対象に、理美容師による国際協力の活動を推進してゆく。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年十二月十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人チルドリン</p> <p>三 代表者の氏名 蒲生 美智代</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋本町四丁目一番十三一九〇二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、子育て世代ママとその支援者に対して、自発的なコミュニケーション活動のサポート全般に関する事業を行い、自己実現、相互支援・相互認証および社会参画、消費者啓蒙に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年二月五日</p> <p>二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 東京都知事 舛 添 要 一 虎ノ門一丁目地区市街地再開発組合 理事長 佐藤 茂</p>	<p>東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出 について 東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第六十六条第一項の規定に基づき、(仮称)虎ノ門一丁目地区市街地再開発事業について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年二月五日</p> <p>二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 東京都知事 舛 添 要 一 虎ノ門一丁目地区市街地再開発組合 理事長 佐藤 茂</p>

港区虎ノ門一丁目十九番五号  
対象事業の名称

(仮称) 虎ノ門一丁目地区市街地再開発事業

三 工事着手の予定年月日

平成二十八年二月八日

四 工事完了の予定年月日

平成三十一年十二月三十一日

五 届出日

平成二十八年一月二十日

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七號  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001